

令和3年度 施策評価表(令和2年度決算評価)

施策名: 生活安全
 施策番号: 12 - 01

1 基本情報

施策名	12	生活安全	展開方向	01	地域での防犯や交通安全活動など、くらしの安全を高める活動に積極的に取り組みます。
主担当局	危機管理安全局				

2 目標指標

指標名	方向	目標値 (R4)	実績値						進捗率 (R2)
			H28	H29	H30	R1	R2	R3~R4	
A 尼崎市の交通安全、治安等の面で安心感を持っている市民の割合	↑	80.0 %	53.8	56.2	60.8	59.7	60.8		76.0%
B 市内の街頭犯罪認知件数	↓	2,131 件	4,280	3,962	3,152	2,805	2,293 速報値		92.9%
C 市内のひったくり認知件数	↓	0 件	42	59	16	38	37 速報値		—
D 市内の自転車盗難認知件数	↓	1,162 件	2,256	2,193	1,729	1,502	1,233 速報値		94.2%
E 市内の自転車関連事故認知件数	↓	525 件	825	840	924	785	512		100%

5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和2年度実施内容を記載)	総合戦略	⑤
行政が取り組んでいくこと ■防犯力の高い地域コミュニティづくり 【防犯力の高い地域コミュニティづくり】 (目的)職員による青色防犯パトロール、可動式防犯カメラの設置運用、地域団体への防犯カメラ設置補助やあなたを守り隊事業等を引き続き実施することにより、安全で安心な地域社会の実現を図る。また、本市の街頭犯罪認知件数の約半数を占める自転車盗難被害の対策についても継続して取り組み、本市の街頭犯罪等の更なる減少につなげる。 (成果)①防犯事業でこれまで培ってきたノウハウに基づき、犯罪分析や緊急時の対応策等を盛り込んだ「尼崎市防犯戦略」を策定した。②ウォーキングパトロール隊やドラレコ見守り協力者など、市民等の協力を得て実施している複数の見守り事業を統合し、通称「あなたを守り隊」事業として包括的に運用を開始することで、事業自体の戦略性・効果性を高めた。(目標指標A) ③防犯カメラ設置補助事業にて、地域団体21団体23箇所の設置に対し補助を行ったことで、累計178台の防犯カメラが補助を受けて市内に設置された。市内の街頭犯罪認知件数は、3年連続で目標を達成したため目標値を変更した(3,643件→2,131件)。(目標指標B) ④令和2年のひったくり認知件数については、職員による土日祝日・昼夜を問わない防犯パトロールや可動式防犯カメラの設置運用などの取組効果もあり、37件(速報値)となった。ここ数年では低い件数であるが、前年と比較すると下げ止まっている状況にある。(目標指標C) ⑤令和2年の自転車盗難認知件数は1,233件(速報値)となり、自転車盗難対策(アラミー)の効果もあって大幅に減少したが、新型コロナウイルス感染症対策の外出自粛なども影響していると考えられる。(目標指標D) ⑥市内で発生した発砲事件を受け、地域団体が安全安心のため設置する防犯カメラの費用を支援した。(目標指標A) (課題)①～⑤新型コロナウイルス感染症対策の自粛要請等の影響も含め、街頭犯罪等の発生状況をより詳細に分析する必要がある。 ③兵庫県防犯カメラ設置補助事業の開始当初に補助を受けて設置した防犯カメラは、税法上の耐用年数である6年を超えており、経年劣化等の理由で破損し更新が必要となっていることから、更新費用の補助についても検討を行う必要がある。 ④ひったくりについては、減少が鈍化していることから、更なる減少に向けた取組を進める必要がある。 ⑤自転車盗難については、引き続き、更なる減少に向けた取組を進める必要がある。 ⑥特定抗争指定暴力団の警戒区域に市内全域が指定されている中、市内で複数の発砲事件が発生したことから、引き続き警察や関係機関と情報共有を図りながら地域団体とも連携し、取組を進めていく必要がある。 ⑦利用状況や形態が公道と類似している私道に設置されている町会灯については、その公益性の高さを踏まえ、補助制度の検討を行う必要がある。		
行政が取り組んでいくこと ■交通安全対策の推進 【交通安全対策の推進】 (目的)幼児、児童や高齢者向けの交通安全教室等を開催し、交通ルールの習得や交通マナーの向上を図るとともに、交通安全運動を通じ、交通安全意識の向上と交通事故の防止を図る。 (成果)⑧自転車関連事故マップの情報を基に「園田小学校区」を自転車関連事故対策の重点地区に選定し、特に事故の多い交差点で条例に基づく市職員による自転車適正利用指導や公用車による音声啓発パトロールを実施した。同小学校区での自転車関連事故認知件数は、新型コロナウイルス感染症対策の外出自粛なども影響していると考えられるものの、令和元年の32件から18件と減少し(約44%減)、市内全域の自転車関連事故認知件数も785件から512件まで減少し(約35%減)、2年連続で平成以降最少の件数となった。また、園田小学校区では、今後は地域の方々による見守り活動の一環として、交差点でピブス型の看板(ピブサイン)を用いた啓発に取り組んでもらうこととなり、この取組を地域へ繋ぐことができた。(目標指標A・E) ⑨新型コロナウイルス感染症の影響により自転車教室が中止となった小・中学校において、普段、自転車教室時に実施している自転車の交通ルール・マナー習熟度テストの実施を各学校に呼びかけ、自転車の交通安全教育を推進した。(目標指標E) ⑩自転車運転時の「ながらスマホ」について、市職員による自転車適正利用指導の中で、行為者に直接指導を行うほか、「歩きスマホ」についてもポスターの掲示や交通安全教室などで積極的に啓発を行った。(目標指標E) ⑪令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響で、高齢者向けの交通安全教室を実施することが困難であったため、自転車適正利用指導時やキャンペーン時などに、交通安全リーフレットなどを配布し、高齢者の交通安全意識の向上を図った。(目標指標A・E) ⑫令和元年度から実施している子どもの移動経路における交通安全対策については、緊急点検で安全対策の要望があった94件のうち、2年間で93件の対策を完了した。 (課題)⑧園田小学校区では、地域の方々が必要な範囲で、事故多発時間帯や事故多発場所において取組を実施していただいているところであり、その後の自転車関連事故認知件数について検証していく必要がある。また、自転車関連事故分析の結果、本市では自転車対自動車の事故が多いことから、自転車利用者だけでなく、可能な範囲で自動車運転者への指導・啓発を行っていく必要がある。 ⑨自転車関連事故の当事者は就労世代が多いことから、これらの年代に対する自転車の交通安全教育を強化していく必要がある。 ⑩現在のところ、「ながらスマホ」等が原因による重大事故はないと警察から聞き及んでいるが、改めて実態を把握する必要がある。 ⑪令和2年の交通事故死者数のうち、半数以上が高齢者(死亡者12名中高齢者7名)であることから、引き続き、高齢者の事故防止に向けた取組を実施する必要がある。 ⑫安全対策が必要な残りの1件(桂木交差点の改良)についても、ハード面から対策を行う必要がある。子どもの移動経路における交通安全対策を今後も継続して実施する必要がある。		

3 主要事業一覧

令和3年度 主要事業名	
1	街頭犯罪防止等事業(防犯カメラ更新設置補助事業)
2	
3	
4	
5	
令和2年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	
令和元年度(平成31年度) 主要事業名	
1	街頭犯罪防止等事業(特殊詐欺被害の未然防止)
2	
3	
4	
5	

4 市民意識調査(市民評価)

項目内容	●防犯力の高い地域コミュニティづくり	●交通安全対策の推進
●重要度	H30年度 第3位 / 16施策 R1年度 第3位 / 16施策 R2年度 第3位 / 16施策	H30年度 第3位 / 16施策 R1年度 第9位 / 16施策 R2年度 第13位 / 16施策
重要度の推移(5点満点中)		
●満足度	H30年度 第13位 / 16施策 R1年度 第9位 / 16施策 R2年度 第13位 / 16施策	H30年度 第13位 / 16施策 R1年度 第9位 / 16施策 R2年度 第13位 / 16施策
満足度の推移(5点満点中)		

6 評価結果

評価と取組方針
・防犯対策においては、ひったくりや自転車盗難等の種別ごとに、常時・警戒時・緊急事案発生時の段階に応じた総合的な対応策をまとめた「防犯戦略」を策定し、その上で状況に応じた臨機応変な対応を行った。 ・引き続き、こうした本市の防犯対策の成果を広く情報発信することで、「あなたを守り隊」での活動等の市民の協力意識の向上や本市のイメージの向上へとつなげていく。 ・自転車盗難は、年々着実に認知件数が減少している。引き続き、市民の防犯意識の向上に加え、自転車盗難に対する犯罪意識の両面から啓発を行うことで、「犯罪抑止」の取組を推進していく。

令和3年度の取組
【防犯力の高い地域コミュニティづくり】 ①～⑤尼崎市防犯戦略は期中であっても適時見直し、戦略的な事業展開を行うとともに、戦略を公表することで体感治安や本市のイメージの更なる向上を図る。 ③地域への防犯カメラ新規設置補助を引き続き行うとともに、経年劣化等の理由により、破損し更新が必要な防犯カメラの更新費用についても補助を行い、地域防犯力の低下を防ぐことで、体感治安の向上及び犯罪抑止につなげる。 ④ひったくり多発地域への可動式防犯カメラの集中移設や、寄付された防犯カメラ5台の国道2号沿線への設置を実施する。また、場所や時間帯等の発生状況に応じてダイヤグラムを使用した緻密で戦略的なパトロールを実施する。 ⑤より詳細な発生時間帯分析に基づき、自転車盗難の多発する集合住宅の駐輪場における対策を進めていく。 ⑥地域住民の安全安心を確保することを目的に、引き続き警察や関係機関と情報共有を図りながら、暴力団排除活動支援基金を活用し、地域団体等への暴力団排除活動の支援を適宜行っていく。また、発砲事件の現場となった暴力団関連施設の買取りを確実に進める。 ⑦町会灯の実態調査に合わせて他都市の事例の調査を行い、助成可能な条件の設定などの検討を進める。
【交通安全対策の推進】 ⑧～⑫交通事故のない尼崎を目指し、交通安全対策の総合的・計画的な推進を図るため、今後5年間に実施すべき陸上交通の安全に関する施策を取りまとめた「第11次尼崎市交通安全計画」を市民にもわかりやすい記載で策定する。 ⑧生活道路における自転車関連事故が多発している下坂部小学校区を3箇所目の重点地区として選定し、対策を講じていくとともに、地域の方々にもピブス型の看板(ピブサイン)による啓発等に取り組んでもらえるよう働きかける。あわせて、これまでの地域の取組についても適宜効果検証を行い、より効果的な手法への見直しを行う。また、企業等を通じ、自動車運転者向けに啓発チラシを配布するとともに、自転車の安全通行を阻害するおそれのある自転車レーン上の違法駐車などについて調査を行い、必要に応じて自動車運転者に対しても条例に基づく指導・啓発を行っていく。 ⑨就労世代に対する自転車の交通安全教育の実施率を高めるため、学校園と連携し、自転車教室を受講する児童の保護者に対して、同教室への参加を積極的に呼びかけるなどの取組を行う。 ⑩「ながらスマホ」や「歩きスマホ」については、自転車適正利用指導や交通安全教室など様々な機会を捉え、引き続き、指導・啓発を実施するほか、実態把握に努め、取組内容を検討する。 ⑪引き続き、高齢者交通安全指導員を通じ、交通安全だよりの配布などによる地域への啓発を行うなど、高齢者の事故防止に向けた取組を進める。 ⑫桂木交差点の改良工事を確実に完了させる。また、今後も子どもの移動経路にある危険箇所に必要な対策がとれるよう、点検・対策・効果検証のサイクルを庁内で連携しつつ確立する。

主要事業の提案につながる項目
【防犯力の高い地域コミュニティづくり】 ⑦利用状況や形態が公道と類似している私道の町会灯に対して、助成制度の創設に向けた検討を行う。

令和3年度 施策評価表(令和2年度決算評価)

施策名: 生活安全
施策番号: 12 - 02

1 基本情報

施策名	12	生活安全	展開方向	02	市民が安全に、安心して、快適に自転車を利用できるまちづくりを推進します。
主担当局	危機管理安全局				

2 目標指標

指標名	方向	目標値 (R4)	実績値					進捗率 (R2)	
			H28	H29	H30	R1	R2		R3~R4
A 尼崎市で安全・安心・快適に自転車を利用できていると感じている市民の割合	↑	60.7 %	40.7	38.2	41.2	38.1	44.0		72.5%
B 市内全駅の駅前の放置自転車台数	↓	117 台	570	319	257	158	131		89.3%
C 市内の自転車盗難認知件数	↓	1,162 件	2,256	2,193	1,729	1,502	1,233 速報値		94.2%
D 市内の自転車関連事故認知件数	↓	525 件	825	840	924	785	512		100%
E 自転車走行環境の整備割合	↑	32.6 %	5.0	9.7	16.6	21.8	23.6		72.4%

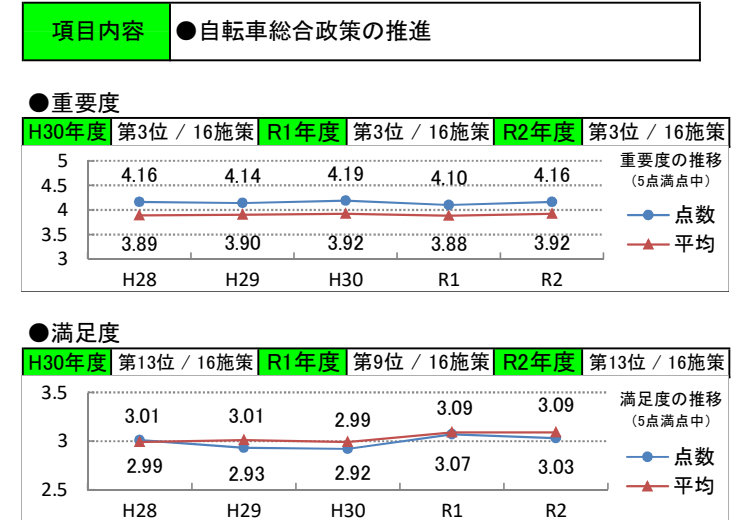
3 主要事業一覧

令和3年度 主要事業名	
1	駅周辺放置自転車対策事業における執行体制の見直し
2	
3	
4	
5	

令和2年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	

令和元年度(平成31年度) 主要事業名	
1	借地駐輪場用地の見直し
2	
3	
4	
5	

4 市民意識調査(市民評価)



5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和2年度実施内容を記載)	
行政が取り組んでいくこと	●自転車総合政策の推進
【自転車総合政策の推進】	(目的)自転車利用に適した都市としての特性を、まちの強みと位置付け、環境や健康面等における自転車の持つメリットを最大限に活用したまちづくりを推進する。 (成果)①「尼崎市自転車のまちづくり推進計画」(平成30年3月策定)について、都市課題(自転車関連の事故、盗難、放置)の解決が進んでいることから、都市魅力(観光振興や環境負荷の低減等への活用)に向けた内容へと改定し、併せて、自転車活用推進法に基づく国や県の自転車活用推進計画の市町村版として位置付ける改定を行った。市内の自転車盗難認知件数と自転車関連事故認知件数は、計画の改定にあわせて目標値を変更した(C:1,661件→1,162件、D:608件→525件)。(目標指標A~D) ②尼崎市自転車総合ポータルサイト「尼っ子リンリン」及び同Twitterを活用し、都市魅力への自転車活用に関する情報や、都市課題の解決に向けた取組情報など、最新情報の発信を行った。また、同サイトに、尼崎城を中心とした城下町と寺町、近松門左衛門ゆかりの地など文学の足跡を自転車で巡る散走マップ及びキッズ向け交通ルールテストといった新たなコンテンツを追加した。(目標指標A) ③自転車のまちづくりに取り組む「グッと! 尼っ子リンリンサポーター」の活動をホームページで周知するなどPRを行った。(目標指標A) (課題)①本市の自転車のまちづくりのうち、都市魅力(観光振興や環境負荷の低減等への活用)への転換について、具体的な取組を進める必要がある。 ②ポータルサイトのうち、市民等による意見投稿機能の利用が少なく、市民等からの意見や情報収集が不十分であるため、更なる周知が必要である。 ③サポーターについては、新たな応募がなく自転車のまちづくりの浸透が不十分であるため、制度の検証が必要である。
【都市課題(自転車関連の事故、盗難、放置)への対応】	(目的)自転車関連の事故や盗難、駅前の放置自転車の問題などの都市課題について、行政や市民、事業者等の取組により改善を図る。 (成果)④令和元年度から実施した、土曜日の放置自転車撤去の実施回数を増やし(4回→7回)、平日以外の放置自転車の縮減を進めた。また、夜間における一部の店舗前路上の迷惑駐輪に関して、店舗事業者に協力を要請するなどの取組を行った。(目標指標B) ⑤緊急事態宣言発令に伴う学校の休校措置等により、駐輪場を利用することがなくなった期間を含む定期券について利用期間の振替を実施した。(対応件数:625件) ⑥令和2年の自転車盗難認知件数は1,233件(速報値)となり、自転車盗難対策(アラーム)の効果もあって大幅に減少したが、新型コロナウイルス感染症対策の外出自粛なども影響していると考えられる。(目標指標C) ⑦自転車関連事故対策として、重点地区である園田小学校区において、自転車適正利用指導などを継続的に行うとともに、同小学校区の地域の方々にも参加を働きかけ、地域と連携して啓発を行うなどの取組を進めた結果、市内全域の自転車関連事故認知件数は、対前年比で約35%減少した。(目標指標D) (課題)④夜間の店舗利用者の一時的な放置への対策については依然課題の解決に至っていないことから、引き続きの取組とあわせて新たな対策が必要である。 ⑤市職員の対応業務のうち、撤去すべき放置自転車等の特定と保管所における返還料徴収業務について、効率的な事業執行となるよう見直しを進める必要がある。 ⑥自転車盗難について、引き続き、更なる減少に向けた取組を進める必要がある。 ⑦地域の方々や連携し取組を進めたが、その効果について、引き続き検証していく必要がある。また、自転車関連事故において相手方の多くを占める自動車に対する対策として、自動車運転者への指導・啓発を行っていく必要がある。
【自転車の更なる活用等】	(目的)自転車の活用等により、にぎわい、健康で環境にやさしいまち“あまがさき”を目指す。 (成果)⑧電動アシスト付自転車を好きなポートで借りて好きなポートで返せる「コミュニティサイクル実証実験(令和元年度)」については、鉄道駅相互間における南北方向の移動の利便性の向上に資する及び尼っ子リンリンロードなど新たな魅力の発見の手段となりうるという2つの効果が実証された。したがって、自転車を活用した魅力面への展開を図る取組として、令和3年度以降も民間事業者と共同で実施することとした。なお、自転車を貸し借りできるポートについては、維持及び拡大に努め累計28箇所となった。(目標指標A) ⑨自転車ネットワーク路線(山陽新幹線側道)における矢羽根型路面表示や補完路線(山手幹線)の自転車歩行者道における歩行者と自転車の分離通行を促すシールの設置など0.9kmの整備を行った。(整備済み延長約20.1km(R10までの整備計画延長85.2km)に対する整備割合:23.6%) (目標指標A・E) (課題)⑧主要駅前の民間駐輪場に市が無償で設置しているポートについては、令和4年度以降は有償となる可能性があり、事業規模の維持のためには、今後の財政措置について検討する必要がある。また、調整を継続中の歴史博物館などへの新たなポート設置について速やかに進める必要がある。 ⑨自転車ネットワーク整備方針における未整備路線の着実な実施を図るため、地元や警察等と協議を進める。また、整備計画策定後5年が経過することから、県道等の整備進捗も踏まえ、整備路線の優先順位等の見直しが必要である。

6 評価結果

評価と取組方針	
●自転車総合政策の推進については、自転車関連事故の件数は減少傾向が続いているが、小学校区別の重点地区における取組を他地区にも展開していく等、引き続きその対策を進めていく。また、自転車を活用した観光振興や健康増進等の取組についても、あわせて進めていく。	
●コミュニティサイクルについては、利用状況のデータ分析を行い、観光振興等の側面からも事業効果を検証する中で、今後の展開を検討していく。	
●自転車ネットワーク整備方針の見直しにあたっては、前期整備の中間総括を行うとともに、他の自転車を活用した取組等とあわせて、費用対効果を踏まえた戦略的な検討を行っていく。	

主要事業の提案につながる項目

令和3年度 施策評価表(令和2年度決算評価)

施策名: 生活安全
 施策番号: 12 - 03

1 基本情報

施策名	12	生活安全	展開方向	03	消費者被害の未然防止など、くらしの安全を高める活動に積極的に取り組みます。
主担当局	危機管理安全局				

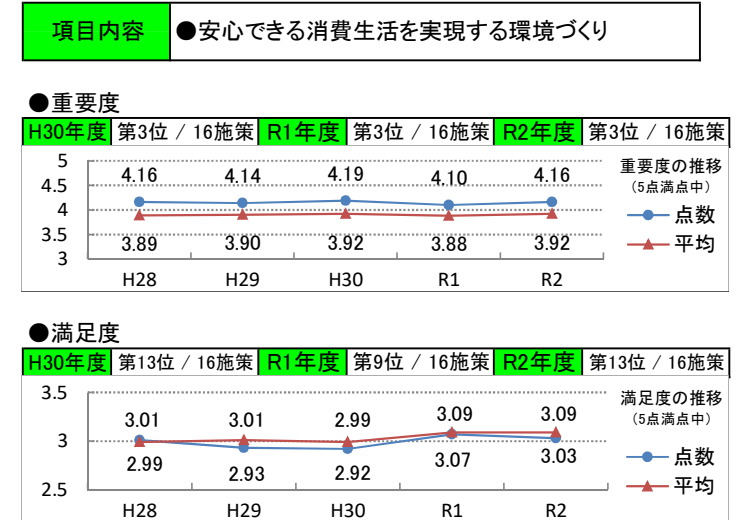
2 目標指標

指標名	方向	目標値 (R4)	実績値							進捗率 (R2)
			H28	H29	H30	R1	R2	R3~R4		
A 尼崎市の消費生活等の面で安心感を持っている市民の割合	↑	90.0 %	82.7	80.2	86.0	86.5	89.3		99.2%	
B 消費生活相談件数	↓	2,768 件	3,164	3,036	3,418	3,364	3,687		75.1%	
C 市内の特殊詐欺認知件数	↓	83 件	37	85	121	48	91	速報値	91.2%	
D										
E										

3 主要事業一覧

令和3年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	
令和2年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	
令和元年度(平成31年度) 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	

4 市民意識調査(市民評価)



5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和2年度実施内容を記載)	
行政が取り組んでいくこと	■安心できる消費生活を実現する環境づくり
【消費生活情報の発信等】	総合戦略 -
<p>(目的)悪質商法やインターネットを介した詐欺、架空請求など、消費者被害が複雑化するなかには、消費者被害の未然防止や被害者の救済のための消費生活相談を実施するだけでなく、消費生活問題について、市民自らが知識と意識を持った賢い消費者となることで、消費者被害に遭わないよう備える必要があり、そのための支援策についても推進していく。また、高齢者を中心に被害が発生している還付金詐欺などの特殊詐欺についても、関係機関等と連携し、被害の未然防止を図る。</p> <p>(成果)①消費生活相談業務及び消費者啓発業務を委託していた尼崎消費者協会が解散することに伴い令和2年4月1日から直営化したことができた。7月には、本庁舎内への移転により距離的な制約が解消されたことから、相談者の相談内容に応じた庁内各部署への案内や庁内各部署からの紹介の受け入れが速やかにできるようになり、市民の利便性の向上に寄与できた。(目標指標A・B)</p> <p>②県の消費者行政推進事業費補助金を活用したくらしのトラブル防止セミナーの実施により、地域社会における消費者自身の問題解決力強化による消費者被害の未然防止や、倫理的消費の普及促進や食品ロス削減推進講座の実施により、人や社会・環境に配慮した倫理的行動の意識醸成を図った。(目標指標A・B)</p> <p>③教育機関等と連携し、成年としての消費行動の心構えや契約の重要性など、若年層向けの講座や啓発等を実施するとともに、小・中学生向けには啓発チラシを作成し、市内の全児童生徒に配布するなど、若年層の消費者被害の未然防止を図った。(目標指標A・B)</p> <p>④新型コロナウイルス感染症に係る対策として国が実施する施策に便乗した特別定額給付金詐欺やマスクの送り付け商法などが消費者問題として発生したことから相談件数は増加しており、消費者に対し適宜、注意喚起することで被害の未然防止を図るとともに、消費生活相談を行うことで、被害者救済を担った。(目標指標B)</p> <p>⑤令和2年の特殊詐欺認知件数は91件(前年比43件増)と大幅に増加する中、民生児童委員等の協力を得て、受話器を上げると注意喚起の啓発メッセージが飛び出す啓発手形POPを、詐欺被害に遭う可能性の高い高齢者宅の固定電話機に設置した。市内の特殊詐欺認知件数は、2年連続で目標を達成したため目標値を変更した(98件→83件)。(目標指標C)</p> <p>(課題)①直営化及び移転に伴う課題や改善された点などについて振り返りを行い、今後の業務運営につなげていく必要がある。また、デジタル化など情報化の進展にともない、消費生活相談の窓口へのアクセス手段の多様化に向けた研究が必要である。</p> <p>②倫理的消費の普及・促進及び食品ロスの削減推進については、消費者庁の動向を踏まえ取り組む必要がある。</p> <p>③成年年齢を18歳に引き下げる改正民法が令和4年4月に施行されることに伴い、親権者の同意がなく契約などの法律行為が可能になることから、社会経験の少ない若年層を対象とした消費者教育を教育機関等と連携しながら推進し、若年層の消費者被害を未然に防止する必要がある。</p> <p>④新型コロナウイルス感染症に係る対策として、国・県が実施する事業等に便乗した悪徳商法などの新たな事案の発生が想定されることから、こうした被害の未然防止に向け、迅速に取り組む必要がある。</p> <p>⑤高齢者を対象とした特殊詐欺の被害について、全国的には減少傾向にあるものの、本市においては、前年と比較すると大幅に件数が増加しており、被害の認知状況に大きな波があることから、引き続き関係機関と連携し、更なる被害の未然防止に向けて取り組む必要がある。</p>	
【適正な計量の実施の確保】	
<p>(目的)適正な計量の実施を確保することにより、消費者が商取引上の不利益を被らず、適正な商取引の安全の確保を行う。</p> <p>(成果)⑥適正な計量の実施を確保するため、計量法第20条に規定する指定定期検査機関として「一般社団法人兵庫県計量協会」を指定し、同法第19条に規定する定期検査及び特定計量器の使用、管理等の指導を委託し、実施している。(定期検査実績件数:検査戸数376、検査器数1,189、合格数1,180、合格率99%)なお、商品量目などの立入検査については、新型コロナウイルス感染症の状況を考慮し、令和2年度については実施を見送った。</p> <p>(課題)⑥商品量目などの立入検査は、新型コロナウイルス感染症の状況や他都市の実施状況に留意しながら実施の是非を検討していく必要がある。</p>	

令和3年度の取組

【消費生活情報の発信等】

①巡回講座等の啓発活動を通じ、賢い消費者になるための自立を支援するとともに、多重債務を含めた消費生活相談を実施することで、被害にあった消費者を救済する両輪の取組で、消費者を支える。今後、消費者のより一層の安全・安心確保のため、直営化などに伴う課題、改善点や近年の相談者のニーズ等を検証する中で、情報化の進展に対応した相談のあり方や相談者の利便性の向上が図れるよう、研究を行う。

②倫理的消費の普及・促進や食品ロスの削減を内容とする啓発講座の開催や啓発チラシの配布等を行う。

③成人年齢引き下げの民法改正を直前に控え、改正内容や消費行動の心構えや契約の重要性などを身近に学習できる講座を、若年層に限らず広く実施する。

④新型コロナウイルス感染症に係る対策として、国・県が実施する事業等に便乗した悪徳商法などの被害の未然防止を図るため、市報、ホームページ及び各種講座等による広報、啓発を積極的に実施する。

⑤特殊詐欺については、犯行の手口や被害の特性等を分析した上で、被害が多発している日時や地域を対象に、警察等の関係機関と連携しながら、密度の高い対策を展開する。

【適正な計量の実施の確保】

⑥新型コロナウイルス感染症の状況等に留意しながら、特定計量器の定期検査及び事業所への量目立入検査などを行うことにより、適正計量の実施・確保に努める。

主要事業の提案につながる項目

【消費生活情報の発信等】

⑤特殊詐欺対策については、これまでの事業成果と分析結果を踏まえながら、状況に応じてより効果的な取組を進めていく。

6 評価結果

評価と取組方針

・消費生活相談については、SNS等を活用した新たな相談体制の検討を進めるとともに、寄せられた相談内容の分析や効果的な情報発信を通じて消費者被害の未然防止へとつなげていく。